

改正

昭和56年12月24日条例第30号

昭和57年12月27日条例第17号

平成3年12月26日条例第40号

平成4年3月25日条例第3号

平成6年9月30日条例第15号

平成6年9月30日条例第19号

平成10年10月8日条例第16号

平成11年3月25日条例第9号

平成12年3月31日条例第11号

平成16年7月1日条例第14号

平成17年3月31日条例第2号

平成18年3月31日条例第10号

平成18年9月29日条例第27号

平成20年3月28日条例第9号

平成21年3月30日条例第6号

平成24年3月30日条例第9号

平成26年7月22日条例第13号

平成29年3月28日条例第8号

平成29年9月28日条例第20号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定と児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第1条の2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) ひとり親家庭 次のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。）に養育されている場合は除く。

ア 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(3) 養育者 次に掲げる児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者であつて、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 父又は母が監護しない前号アからオまでに掲げる児童

(対象者)

**第2条** この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に居住地を有する者であつて国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (4) 廃止前の泉南市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年泉南市条例第37号）の規定により医療証の交付を受けている者
- (5) 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）又は子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の規定により医療証の交付を受けている者
- (6) 児童福祉法の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）  
(所得の制限)

**第2条の2** 前条の規定により対象者とされた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定にかかわらず、対象者としなす。

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及びその数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
  - (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権そ

の他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、同項の規定は適用しない。

- 3 第1項において計算される所得の範囲及び所得の額の計算方法については、規則で定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用することとなった場合において、当該所得の額が第1項各号に規定する額未満となる者については、同項の規定による対象者とする。

(助成の範囲)

**第3条** 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、その限度において助成しない。
  - (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合
  - (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合
  - (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合
  - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合
- 3 医療費の助成は、助成すべき額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによつて行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療

費の助成を行うことができる。

(医療証の申請)

**第4条** この条例の適用を受けようとする者は、規則で定められる手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

**第5条** 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日から開始する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかった日から開始する。

(医療証の提示)

**第6条** 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

**第7条** 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、その支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

**第9条** この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(届出の義務)

**第10条** 受給者は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（事実の調査）

**第11条** 市長は、資格の審査のために必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

**第12条** 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

（助成の制限）

**第13条** 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

（委任）

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は公布の日から施行する。

（対象者の特例）

2 平成10年7月31日において既に第5条の規定により母子家庭に対する医療費の助成が行われている者のうち、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第224号）の施行により第2条第1項の母等でなくなつた者及びその監護又は養育する児童についての同条の規定の適用については、平成11年10月31日までの間、同条第1項の母等及びその監護又は養育する児童とみなす。

**附 則**（昭和56年12月24日条例第30号）

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則**（昭和57年12月27日条例第17号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

**附 則**（平成3年12月26日条例第40号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

**附 則**（平成4年3月25日条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年9月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定は、平成6年4月1日から適用する。

**附 則**（平成6年9月30日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の（中略）泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、平成6年10月1日以降の医療費から適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年10月8日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月25日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年7月1日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療の助成から適用し、同日前に

行われた療養に係る医療の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年 9 月29日条例第27号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年 3 月28日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 3 月30日条例第 6 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月30日条例第 9 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 7 月22日条例第13号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 3 月28日条例第 8 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 9 月28日条例第20号抄）

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

**第 2 条** この条例の施行の日前における第 1 条の規定による廃止前の泉南市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費条例」という。）第 2 条に規定する対象者が、この条例の施行の日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第 2 条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から泉南市に住所を変更した者を含む。）が、平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、第 2 条の規定による改正後の泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。

3 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第 2 条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から泉南市に住所を変更した者を含む。）が、平成33年 3 月31日まで



に受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日以後、泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例又は泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

**第4条** 第3条の規定による改正後の泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親医療費条例」という。）については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新ひとり親医療費条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

**第6条** 新障害者医療費条例第5条、第10条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

- 2 新ひとり親医療費条例第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。